

I プランの策定にあたって

1 プラン策定の背景

昔の日本では三世代同居型の家族が多く、親以外に多くの大人が子どもに接し、それらが全体として家庭教育を担っていました。地域の人々とのつながりも今より密接で、どの家の子どもたちも「地域の子ども」として見守り、育てていたものです。そして、子どもたちも地域の大勢の年の違う子どもと接したり、幼い子供の世話をしたり子育てを支えるしくみや環境がありました。

ところが、急速な都市化の進展、少子・高齢化や情報化などに伴い、家族の形態や生活様式が大きく変わり、核家族化や地域のがつながりが希薄になり、今日では子育てを助けてくれる人や相談できる人が身近にいないという状態が見られるようになりました。さらに、全国的に子どもが犠牲となる事件、事故が多数発生し、子どもたちが安心して過ごせる居場所を確保することが重要な課題となってきました。

このような状況の変化に対し、国においては文部科学省と厚生労働省が連携し、放課後の子どもたちの安心・安全な居場所の確保を図るため、総合的な放課後対策を推進する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施していくものとなりました。

県では平成19年度に「岩手県における放課後子どもプラン実施方針」を策定し、指導者等研修会をはじめとする多様な市町村支援を実施しています。

市では国の「放課後子どもプランの基本的な考え方」に基づき、奥州市における子どもたちの放課後の安心・安全な居場所の提供という視点から、総合的に放課後対策を推進することを目的として、平成20年10月に奥州市放課後子どもプランを策定（以下、第一次プランという。）しておりますが、この第一次プランの期間が平成22年度までとなっていることから、今回見直しを行い、第二次プランとして新たに事業を実施していくものです。

2 プランの性格

本プランは、国の「放課後子どもプランの基本的な考え方」と「岩手県における放課後子どもプラン実施方針」に基づき、また「奥州市総合計画」や「奥州市次世代育成支援行動計画」等と整合性を図りながら、市の放課後対策事業の方向性を定めるものです。

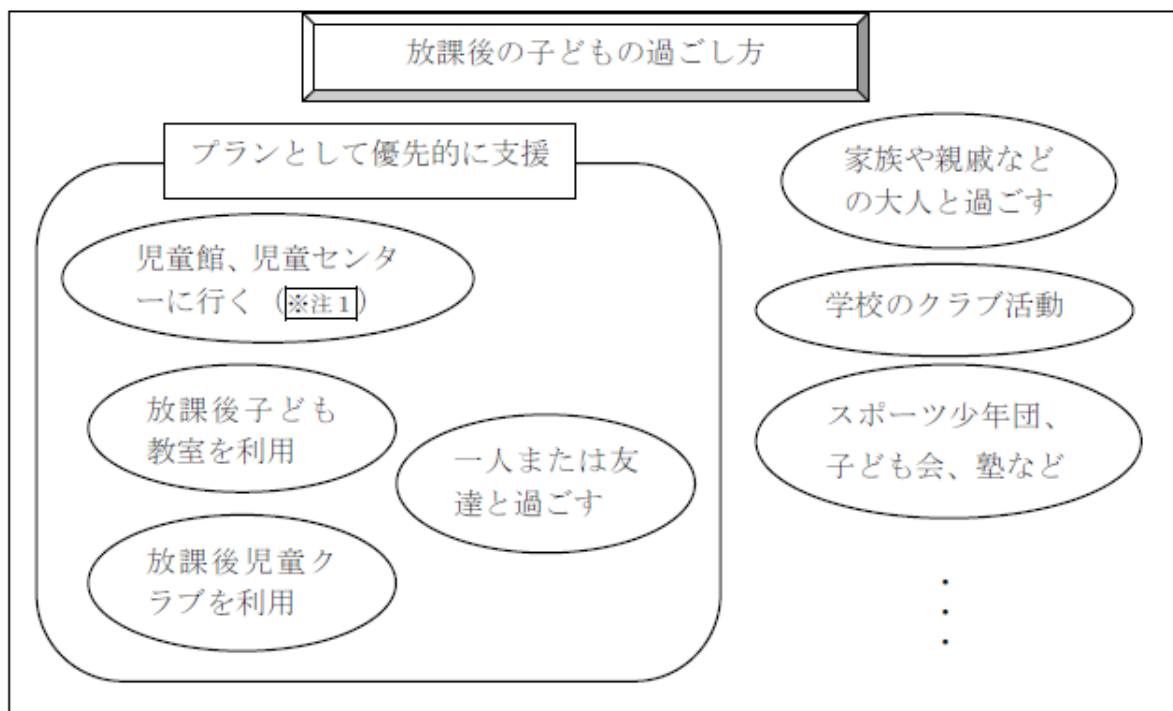
3 プランの期間

本プランは、全体期間を平成20年10月から平成28年度までと定め、今回の二次プランは平成23年度から平成25年度までの3年間とします。

第一次プラン	第二次プラン	第三次プラン
平成20年10月～平成22年度	平成23年度～平成25年度	平成26年度～平成28年度

4 プランの対象

第二次プランでは、市内小学校児童のうち、放課後を安心・安全に過ごせる環境にならない児童に対しての支援を基本とします。具体的には、「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」「児童館」「児童センター」に参加している児童と、放課後を一人または子どもだけで過ごしている児童を優先的に支援していきます。



※注1 小学1～3年生で、登録された児童のみ。